

最低賃金の大幅な上昇が続いている。企業は、政府の支援などを活用して生産性の向上と事業の高付加価値化などに取り組むことにより、人件費の増加に負けない収益力を確保したい。

10月1日より、千葉県の最低賃金は、1時間当たり1,026円から1,076円に改定される。今年の最低賃金は、大幅な上昇率となった春闘や既往の物価上昇を背景に、伸び率(4.87%)が、時給表示となった02年以降で最大となった(図表1)。

最低賃金は、厚生労働省の中央最低賃金審議会が地域のランク区分毎¹に改定の目安額を設定し、これを参考に各都道府県が決める。24年度は、過去最大となる50円の引き上げ額が全ての区分で示されていたが、都市部との格差是正のため、50円を超える金額で改定する県が27あり、全国加重平均は前年比51円増の1,055円(過去最高)となった。

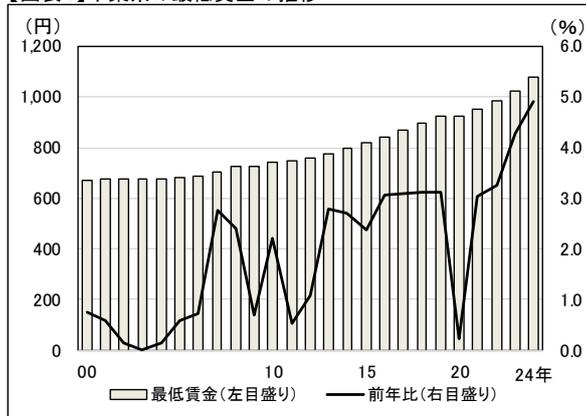
最低賃金の引き上げは、労働者にとっては所得の底上げにつながるが、企業にとっては人件費が増加し、収益に影響が及ぶ。最低賃金の「未満率」(最低賃金額を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者割合)は²(図表2)、低位で推移している。しかし、「影響率」(最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合)は、最低賃金法が改正されて引き上げが加速した07年度以降、コロナ禍の影響があった20年度を除いてほぼ一貫して上昇しており、企業の負担が増している様子が窺える。都道府県別にみると、千葉県も含め、ランク上位で(賃金水準が高く)中小企業が多い県の影響率が高い。

最低賃金の改定に対する県内企業の意識を千葉経済センターのアンケートでみると(図表3)、引き上げ幅を「高い」、業績に「マイナスの影響」を及ぼすとする先の割合は、3割を超えている。「マイナスの影響」の割合は、非製造業で高く、飲食などのサービス業やホテル、小売業などパート従業員の多い業種で目立っている。

最低賃金については、政府が30年代の半ばまでに全国加重平均を1,500円とする目標を掲げており、これからも大幅な上昇が続くとみられる。今後、引き上げの影響は、時給換算した正社員初任給とのバランス調整などを通じて、幅広い業種に及ぶことが予想される。

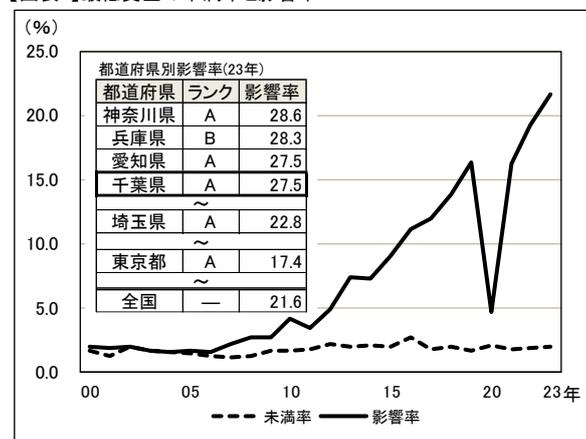
最低賃金の引き上げは、労働者の生活水準を向上させ、消費の拡大など経済の活性化につながる。引き上げを進めたい政府は、自動化・省力投資の支援や賃上げ企業の税制優遇などで企業の賃上げを後押しするとしている。企業は、これらを活用して生産性の向上に取り組むとともに事業の高付加価値化などを進めることによって、人件費の上昇に負けない収益力を確保したい(下出)。

【図表1】千葉県の最低賃金の推移



(出所)厚生労働省のデータをもとに、ちばぎん総研が作成

【図表2】最低賃金の未満率と影響率



(出所)厚生労働省のデータをもとに、ちばぎん総研が作成

【図表3】最低賃金の改定についてのアンケート調査

	引き上げ幅への見方(%)			業績への影響(%)		
	低い	妥当	高い	プラスの影響	影響なし	マイナスの影響
21年10月調査 全産業(n=191)	4.1	52.4	30.2	0.0	51.1	36.7
22年10月調査 全産業(n=191)	5.7	52.1	31.8	1.6	56.5	30.9
23年10月調査 全産業(n=195)	1.0	56.9	34.4	2.1	48.5	33.0
製造業 大企業	0.0	69.6	17.3	0.0	56.5	26.1
製造業 中小企業	1.2	53.0	38.6	2.4	43.4	31.3
非製造業 大企業	2.0	55.1	34.7	2.0	51.0	36.7
非製造業 中小企業	0.0	60.0	35.0	2.6	51.3	35.9

(出所)千葉経済センター「千葉県企業動向調査」

(※)回答「わからない」を除いているため、合計は100%とならない

¹ A～Cの3区分。千葉県はAランク。

² 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」、対象は事業所規模30人未満の企業